

みよし市火葬場整備基本構想

令和7(2025)年7月

目 次

1	はじめに	3
2	火葬事務の経緯と現状	4
3	火葬場の役割と平面構成	7
4	関連法令と火葬場整備の流れ	10
5	火葬場整備の基本的な考え方	14
6	必要火葬炉数の検討	16
7	想定施設規模の検討	22
8	候補地の選定	29

1 はじめに

火葬場は、生活をする上で誰もが利用する必要不可欠な施設であり、大切な人の死を受け入れ、見送り、故人との最後のお別れをする大切な場所です。

高齢化の進展に伴う多死社会の到来により、全国的に火葬場のひっ迫が大きな問題となっており、都市部では、火葬までに数日から数週の間待たなければならない「火葬待ち」が深刻化しています。

みよし市においても死亡数は増加傾向にあり、市民の皆様が主に利用する豊田市古瀬間聖苑においても、火葬の申込みが多くなる冬の時期はすでに火葬待ちが発生している状況です。本市における死亡数は今後も増加を続ける見込みとなっており、近い将来、火葬場がさらにひっ迫することは避けられない状況です。

このような状況に対応するため、みよし市では、市民の皆様が火葬待ちの影響を受けることなく、落ち着いて亡くなった人を見送ることができるように、また、市として責任を持って、将来にわたって安定した火葬を提供できるように、市内において市単独で火葬場を整備する方針を決定しました。

本基本構想は、本市における火葬を取り巻く現状と課題を整理し、火葬場を整備する上での基本的な考え方や、将来の火葬需要に基づき、建設候補地を決定するための必要な火葬炉数や施設規模などの基本条件を定めることを目的として策定するものです。

2 火葬事務の経緯と現状

(1) 火葬事務の経緯

みよし市における火葬事務は、みよし市（当時の西加茂郡三好町）を含む1市2町2村（豊田市・三好町・足助町・藤岡村(当時)・小原村）で設立した豊田火葬場施設組合によって豊田市古瀬間町に「豊田火葬場」を整備し、昭和45(1970)年1月から事務を開始しています。

昭和61(1986)年には、豊田火葬場施設組合によって行われていた火葬事務を豊田加茂広域市町村圏事務処理組合に引き継ぎ、火葬事務の構成市町村に旭町及び下山村が加わるとともに、施設の名称を「古瀬間聖苑」に変更しました。さらに、平成13(2001)年には、それまで豊田加茂広域市町村圏事務処理組合へ火葬事務を委託していた稲武町が組合の構成市町村として加入しました。

平成17(2005)年に、豊田市と近隣町村が合併したことに伴い、組合の構成市町が豊田市と三好町の2市町になったため、組合の名称を豊田三好事務組合に変更しました。

その後、平成20(2008)年には、豊田市との協議を経て豊田三好事務組合を解散し、同時に、火葬事務については、三好町から豊田市へ事務を委託することとし、現在に至るまで継続して火葬事務を行っています。なお、この協議において、古瀬間聖苑の土地や建物等はみよし市と豊田市が互いに所有権を持つことが決まり、現在は、両市の共有名義の財産となっています。（表1）

表1 火葬事務の経緯

年月	施設名	運営主体	出来事
S45.1	豊田火葬場	豊田火葬場施設組合	豊田市・三好町・足助町・藤岡村・小原村で一部事務組合を設立し、火葬事務を開始
S61.4	古瀬間聖苑	豊田加茂広域市町村圏事務処理組合	火葬事務の構成市町村に旭町・下山村が加入
H13.4			火葬事務の構成市町村に稲武町が加入
H17.4		豊田三好事務組合	豊田市・藤岡町・足助町・旭町・稲武町・小原村・下山村が合併
H20.4		豊田市	組合を解散し、豊田市への事務委託を開始、現在に至る。

(2) 火葬事務の現状

(1)に記載のとおり、みよし市では、昭和45(1970)年に火葬事務を開始してから現在に至るまで、枠組みや手法を変えながらも50年以上にわたって火葬事務を行ってきました。

しかしながら、令和4(2022)年7月に、豊田市から本市に対して、本市から豊田市へ委託している火葬等の事務委託の廃止及び古瀬間聖苑をはじめとする両市共有名義の行政財産（土地・建物等）の共有解消について協議の申入れがありました。

火葬事務等の継続について、豊田市と協議を重ねてきましたが、古瀬間聖苑での火

葬のひっ迫が喫緊の課題となっていることや、豊田市から、火葬事務の委託について令和 15(2033)年度末までに廃止したいと具体的に示されたことから、本市では、本市における今後の火葬場の在り方及び火葬事務の方向性について早期に取りまとめることとし、令和 7(2025)年 1 月に、市内において市単独で火葬場を整備する方針を決定しました。

豊田市古瀬間聖苑における近年の火葬件数及びみよし市の利用件数の推移は表 2 と図 1 のとおりです。

表 2 豊田市古瀬間聖苑における火葬件数の推移 (件)

年度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
合計	3,694	3,790	4,026	4,434	4,504	4,592
豊田市 (割合)	3,138 (84.9%)	3,250 (85.8%)	3,421 (85.0%)	3,786 (85.4%)	3,837 (85.2%)	3,928 (85.5%)
みよし市 (割合)	361 (9.8%)	384 (10.1%)	411 (10.2%)	403 (9.1%)	453 (10.1%)	423 (9.2%)
圏域外※ (割合)	195 (5.3%)	156 (4.1%)	194 (4.8%)	245 (5.5%)	214 (4.8%)	241 (5.2%)

※圏域外とは、豊田市及びみよし市以外の市町村をいう。

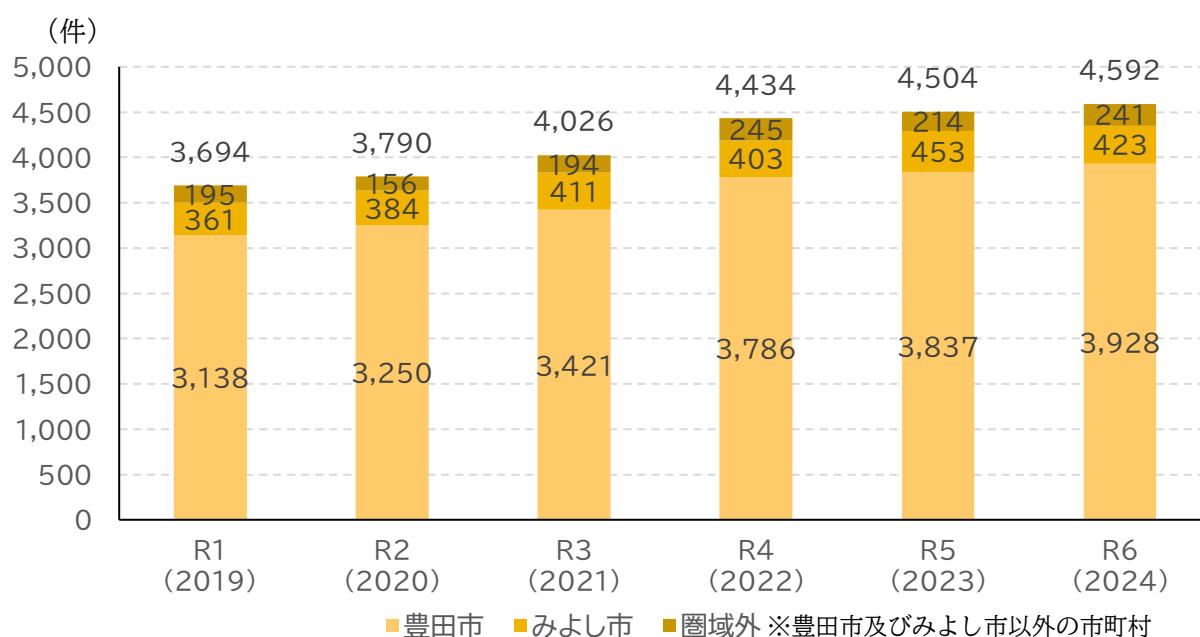


図 1 豊田市古瀬間聖苑における火葬件数の推移

豊田市古瀬間聖苑全体の火葬件数は、令和元(2019)年度は 3,694 件でしたが、年々増加し、令和 6(2024)年度は 4,592 件となっており、6 年間で 898 件(約 24%)増加しています。利用の内訳は、豊田市が約 85%、みよし市が約 10%、圏域外(豊田市及びみよし市以外の市町村)が約 5%となっています。

みよし市の火葬は、年度によって増減があるものの増加傾向にあり、令和元(2019)年度の 361 件に対して、令和 5 (2023)年度は 453 件となっており、5 年間で 92 件(約 25%) 増加しています。令和 6 (2024)年度はやや減少し 423 件でありましたが、今後も火葬件数は増加する見込みとなっています。

3 火葬場の役割と平面構成

(1) 火葬場の役割

日本における火葬場は、明治期の政策により一時的に火葬が禁止された時期もありましたが、公衆衛生や埋葬用地不足などの観点から火葬が推奨され、遺体を焼却して処理する場所として扱われてきた歴史があります。しかしながら、火葬場本来の意義や役割は、単に遺体を処理するというだけではなく、残された遺族が故人を弔い、送り出すために、告別、炉前での見送り、待合、収骨といった一連の葬送行為の場を提供するものです。

地域によって葬送習慣が異なり、柩を火葬炉に収めると全員が帰宅する地域があったり、先に火葬場で火葬を行ってから焼骨での葬儀告別式を行う、いわゆる「骨葬」が行われていたりする地域もあります。

なお、火葬場は、一部に民営の火葬場もありますが、多くは公営の火葬場として、市町村単独で設置・運営されているか、若しくは、複数の市町村によって一部事務組合を設立して広域で設置・運営されています。

(2) 日本の火葬場の現状

- ・日本の火葬場は、「告別行為」、「見送り行為」、「収骨行為」などの葬送行為を通して、故人の死を受容する場になっています。
- ・火葬後の焼骨に対して強い感情を抱く場合も多く、収骨を行うことが日本の火葬の特色ともなっています。
- ・近年、葬儀の簡素化が見られるものの、遺体が火葬炉に収まることを近くで見届けたいという遺族の希望は依然として強くあります。
- ・葬儀告別式を行わず火葬のみ行う「直葬」の増加に伴い、故人との最後のお別れの儀式が火葬場のみで行われるということも増えてきています。
- ・一連の葬送行為の流れの中で、火葬場の役割が増してきていることもあり、葬送行為の個別化が図られるように配慮する火葬場が増えています。

(3) 葬送行為の流れと火葬場の平面構成

火葬場の平面計画は、内部での動線（会葬者の流れ）を計画するところから始まります。火葬場では、拝顔し故人との最後のお別れを行う「告別」、炉前で柩の入炉を見届ける「見送り」、火葬が終了するまでの「待合」、焼骨を拾い上げて骨壺に納める「収骨」が行われますが、それぞれの行為をどこの場所でどのように行うかによって様々な平面構成が見られます。

一般的な火葬場の機能図と葬送行為の流れは図2のとおりです。

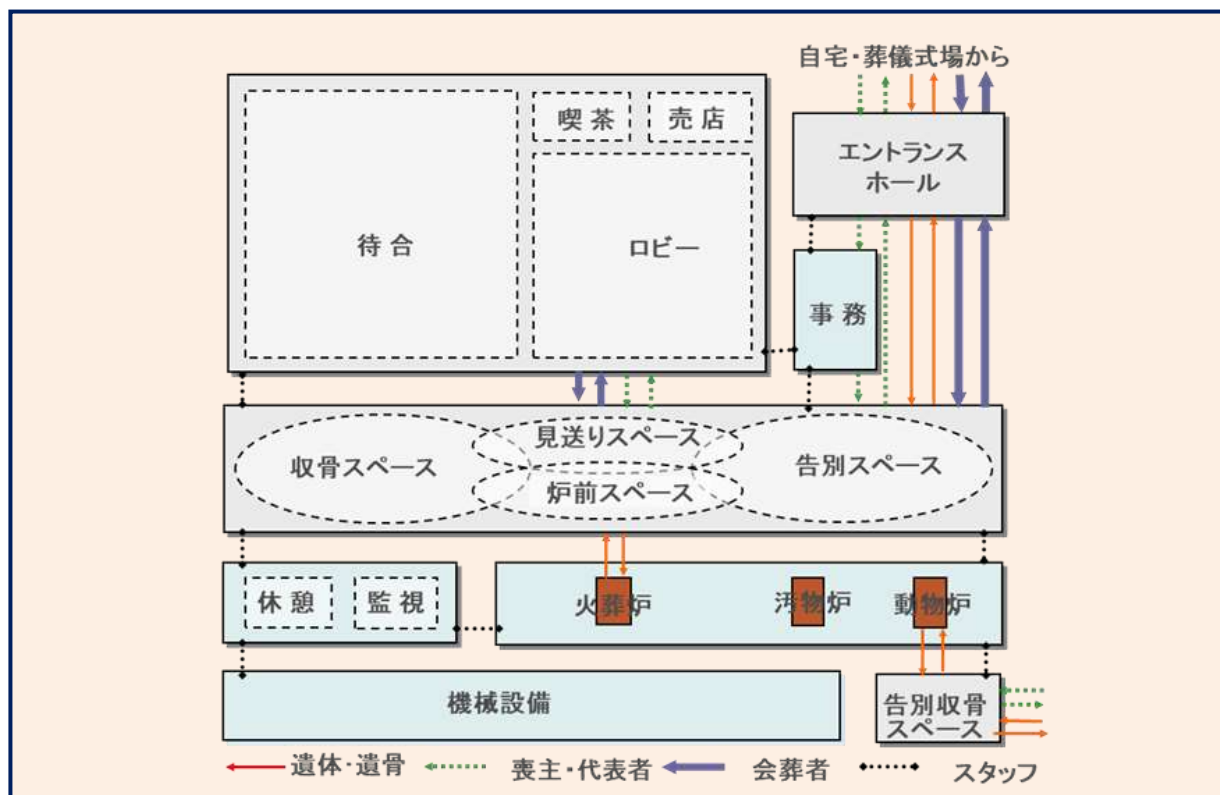


図2 火葬場の機能図と葬送行為の流れ

平面構成の基本形態は、図3に示すように、炉前ホールを基準として、葬送行為を独立して行うための告別室、収骨室、見送りホールを組み合わせることにより5種類に分けることができます。(※1)

また、近年の傾向として、一体型の平面構成を発展させて火葬炉1炉又は2炉で一つの炉前ホールを構成し、葬送行為の個別化を図る火葬場が増えています。

基本形態	一体型	告別分離型	収骨分離型	告別・収骨分離型	分離型
平面 ブロック図					
特徴	火葬場の基本となる形態で、告別・見送り・収骨の全ての行為を炉前ホールで行う。	告別室を炉前ホールから分離したタイプで、告別以外は炉前ホールで行う。	収骨室を炉前ホールから分離したタイプで、収骨以外は炉前ホールで行う。	告別室・収骨室を炉前ホールから分離したタイプで、見送りは炉前ホールで行う。	告別室・見送りホール・収骨室を炉前ホールから分離したタイプで、全ての行為を別々に行う。

図3 平面構成の基本形態

※1 武田至「火葬場の平面構成と建物面積及び建築費について」 日本建築学会 計画系論文報告集 No. 603 p. 45～50 2006年5月

一体型（北海道大雪葬斎場）



分離型（豊田市古瀬間聖苑）



(4) 近年の葬送行為の状況 <葬儀の小規模化と直葬の増加>

現在では、生涯未婚率や単身世帯の増加など家族の形態が大きく変わってきているとともに、地域と住民とのつながりも変化しています。会葬者の人数は減少傾向にあり、今後、葬儀の小規模化がさらに進むことが予想されます。また、葬儀・告別式を行わず、火葬場でのお別れのみを行う直葬も増えてきています。

都市部では、直葬の増加だけでなく、遺族が立ち会わずに葬祭業者だけで火葬を行うケースが増えているほか、遺族が立ち会う場合であっても、葬祭業者を介さずに遺族自身が葬儀を作り上げるセルフ型葬儀への希望が見られるようになっていきます。

最後のお別れが火葬場のみに集約される傾向にあり、火葬場の役割がさらに重要になってきていると考えられます。

4 関連法令と火葬場整備の流れ

(1) 火葬場の運営に関する関連法令

「墓地、埋葬等に関する法律」

昭和 23(1948)年 5 月 31 日に、墓地や火葬場等の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合するとともに、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的として「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓埋法」という。)が制定されました。また、墓埋法に基づく「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」が同年 7 月 13 日に定められました。

墓埋法に定められている火葬及び火葬場等に関連する部分を抜粋して以下に示します。

- ・「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。(第 2 条第 2 項)
- ・「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。(第 2 条第 7 項)
- ・火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない。(第 4 条第 2 項)
- ・墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(第 10 条第 1 項)

この場合における許可の基準は、各地の火葬需要、風俗習慣、宗教感情、地理的条件等により異なるものであり、全国一律の基準になじまないため、都道府県知事の裁量に委ねられています。

また、火葬場の計画・運営には極めて高い公共性が求められることから、厚生省(当時)からの通達(昭和 43(1968)年 4 月 5 日環衛 第 8058 号)等においては、火葬場等の経営主体は、原則として地方公共団体でなければならず、やむを得ない場合であっても宗教法人又は公益法人等に限るとされています。

火葬場の位置に関しては、都道府県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則や条例で定められていますが、そのベースとなっているものは、明治 17(1884)年 10 月 4 日に交付された「墓地及埋葬取締規則」に関する事項として同年 11 月 18 日に各府県に示された細目の素案が基準になっています。現在でもほとんど手が付けられずに残されている事例が多くありますが、都道府県によっては現状にそぐわないということで、規制を緩和するなどの動きもみられています。

なお、現在、墓地や火葬場等の許認可の権限は、都道府県から市区に移譲されており、その内容については地方公共団体によって異なります。みよし市においても、「みよし市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」が、平成 24(2012)年 3 月 26 日に制定されています。

(2) 火葬場の建設に関する関連法令

火葬場の建設・運営のためには、墓埋法その他、火葬場の建設に関する法律として建築基準法（昭和 25(1950)年 5 月 24 日法律第 201 号）及び都市計画法（昭和 43(1968)年 6 月 15 日法律第 100 号）があります。なお、火葬場の位置については、都市計画決定を原則とすることが定められています。

火葬炉の仕様に関する事項は、法令等に定められていないため、火葬炉設備の設計・施工に当たっては関連する法令等が参考にされています。また、現在、火葬場は大気汚染防止法の対象施設とはなっていませんが、各地方公共団体とも同法及びその他関連条例等に定めている規制基準値を目標値としています。

① 建築基準法

法第 2 条第 2 項に特殊建築物として火葬場が定められており、また、法第 51 条では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされています。同項ただし書きの規定により、都市計画決定が不要となる場合がありますが、みよし市においては都市計画決定が必要になります。

② 都市計画法

法第 11 条では、都市計画区域においては、火葬場等の都市施設を都市計画で定めることとされています。その中で火葬場は、市場、と畜場と同類に扱われており、墓園は公園、緑地等と同じ扱いとなっています。

都市計画決定は、その種類や規模によって都道府県知事が行うものと市区町村が行う場合があります。

墓埋法第 11 条において、「都市計画事業として施行する場合は都市計画法第 59 条の許可又は承認をもって許可があったものと見なす。」とあることから、墓埋法より都市計画法が優先されていることが分かります。火葬場の場合、都市計画事業として実施した例は多くありません。

火葬場の用地選定の主な基準については、「計画標準（案）」（昭和 35 年建設省）があります。この基準は当初からあくまでも目安とされ拘束力はないものですが、他に参考となる基準がないため、「計画標準（案）」を基に判断される場合もあります。これは、まだ野焼きの火葬場が多く見られたときの調査に基づき策定されたもので、昨今の建設事情にそぐわないため、この「計画標準（案）」にこだわらずに総合的に判断する傾向になっています。

③ みよし市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

関係法令のほか、立地及び建物の構造に関する事項は、「みよし市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」を参考に許認可の権限者の市と協議することになります。

(3) 火葬場整備の流れ

火葬場整備は、必要とする諸室や面積などの施設基準がありません。そのため、各地方公共団体は地域の葬送習慣を基に、提供する葬送サービスを想定し、火葬場の機能を自ら設定して計画を行います。

事業を進めるに当たり、関係法令に照らし合わせながら一般的な建築と同様な流れで整備が進められます。

火葬場整備の流れを図4に示します。

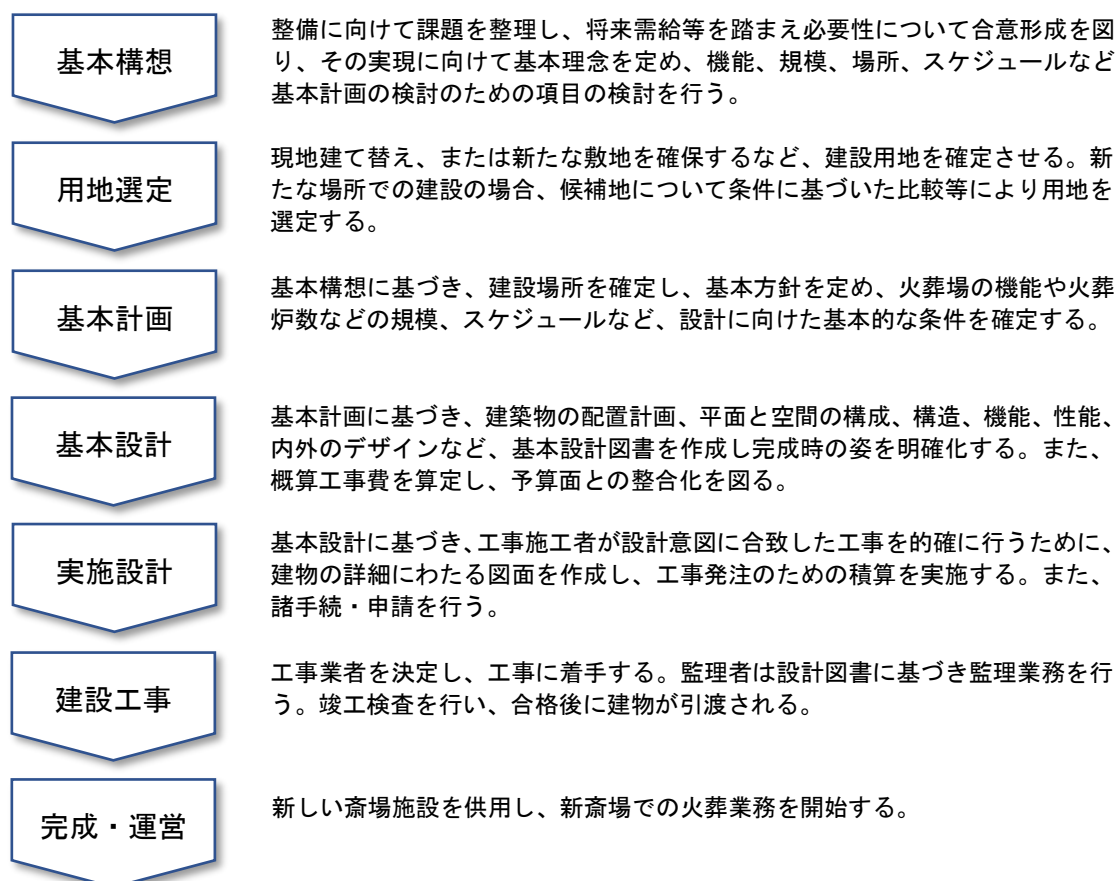


図4 火葬場整備の流れ

① 基本構想

基本構想段階では、新たな火葬場整備に向けて、現施設が持つ課題を整理し、死亡数推計等に基づいた将来ニーズ等を踏まえ、火葬場整備の必要性について関係機関を含め合意形成を図ります。さらに、その実現に向けて基本理念を定め、機能、規模、場所、スケジュールなど基本計画の検討のための項目の検討を行います。

② 基本計画

基本計画は、施設の設計に向けた基本的な条件を定めることです。

基本構想に基づき、建設場所を確定し、火葬場整備の基本方針を定め、計画する火葬場の機能や火葬炉数などの規模の検討、事業スケジュール、概算事業費の算出

など、設計に向けた基本的な条件を確定します。また、関係機関等との協議を行い、建設のための準備を行います。

③ 基本設計

基本設計とは、基本計画に基づき、具体的に建築物の配置計画、平面と空間の構成、地盤に合わせた基礎や建物構造の検討、必要諸室などの機能、設備性能、内外の空間デザインなどの検討を行い、基本設計図書を作成し、完成時の姿を明確化するものです。また、概算工事費を算定し、予算面との整合化を図っていきます。

④ 実施設計

実施設計とは、基本設計に基づき、工事施工者が設計意図に合致した工事を的確に行うために、建物の詳細にわたる図面を作成し、工事発注のための積算を実施するものです。また、建設のための諸手続・申請を行います。

⑤ 建設工事

設計終了後、工事施工者を決定し、工事に着手します。監理者は設計図書に基づき監理業務を行います。工事終了後に竣工検査を行い、合格後に建物が引き渡されます。

⑥ 完成・運営

火葬場の運営を開始し、火葬サービスの提供を行います。

5 火葬場整備の基本的な考え方

火葬場整備に当たり、基本構想又は基本計画段階で基本理念や基本方針を定め、その後、基本設計、実施設計と事業を進めていくこととなります。

基本理念及び基本方針は、市が目指す火葬場像を定めたもので、火葬場整備に関して最も重要となる事項であり、火葬場整備の基本的な考え方や方向性を示すものです。火葬場整備に当たり、基本的な考え方を次のように定めます。

(1) 基本理念

「すべての人にやさしく 心穏やかに見送りできる施設」

- ・「すべての人にやさしい」とは、
故人や遺族、会葬者にとってやさしいというだけでなく、周辺住民や火葬場で働く人の環境や心情に対しても配慮した施設
- ・「心穏やかに見送りできる」とは、
時代のニーズに応えつつ、遺族や会葬者が心穏やかに故人を送り出すことができ、この場所で見送りできたことを良かったと感じられる施設

(2) 基本方針

- ① すべての人にやさしく葬送の場として相応しい施設
 - ・遺族や会葬者の心情に配慮して落ち着きとやすらぎを感じられる施設
 - ・プライバシーに配慮された空間でお別れができる施設
 - ・分かりやすい空間計画で誰もが利用しやすい施設
 - ・自然素材を活用し自然光を取り入れた穏やかで温かみのある施設
- ② 時代のニーズに応えつつ心穏やかに故人を送り出すことができる施設
 - ・将来の火葬需要に対応できる施設
 - ・多様化する葬送形態や時代のニーズに柔軟に対応できる施設
 - ・遺族や会葬者に寄り添い、この場所で見送りできたことを良かったと感じられる施設
- ③ 周辺環境に配慮して誰もが安全安心に利用できる施設
 - ・道路交通の利便性に優れ誰もが安全に安心して利用できる施設
 - ・周辺環境との調和を図り落ち着いたお別れの空間を備えた施設
 - ・緑化を図り周辺の自然環境に配慮した施設
 - ・自然災害の影響を受けにくく、災害時においても火葬を継続することができる施設

④ 環境負荷を抑えて維持管理しやすい持続可能な施設

- ・デザインや再生可能エネルギーに配慮しつつ経済性・効率性を意識した施設
- ・メンテナンス性に優れた維持管理しやすい施設
- ・カーボンニュートラルを目指してエネルギーの効率化と環境負荷の低減が図られた施設
- ・将来のエネルギー転換を考慮した施設

上記の基本理念及び基本方針を踏まえて、建設場所、必要な機能、施設の規模、内外の空間の考え方及び周辺施設の整備に関する考え方をまとめていくこととします。

6 必要火葬炉数の検討

(1) 将来の火葬需要予測

将来の火葬需要については、本市における人口推計を基に算出した死亡数の推計に基づき予測します。

① 将来人口

将来人口の推計結果を表3と図5に示します。

表3 将来人口の推計結果 (人)

年度	R 7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総合計画 人口推計	61,345 (実績)	63,280	64,180	64,620	64,980	64,980	64,360	63,280	61,400

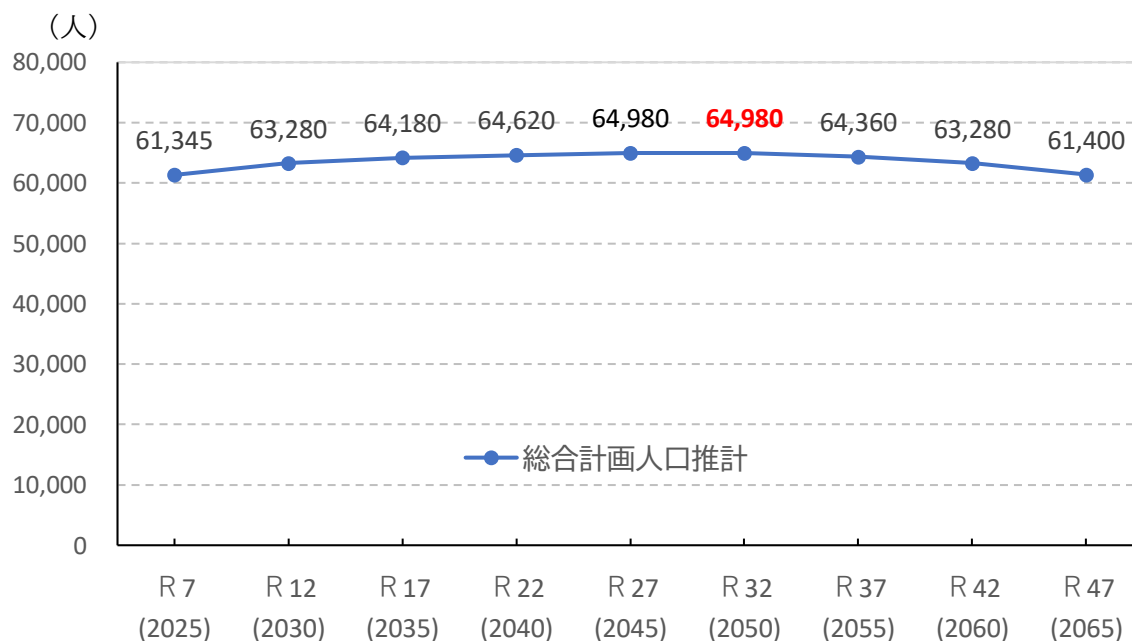


図5 将来人口の推計結果

② 死亡数の推計

将来人口の推計結果を基にした将来死亡数の推計結果を表4と図6に示します。

表4 死亡数の推計結果 (人)

年度	R 6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
死亡数	433 (実績)	539	600	651	673	753	856	944	942

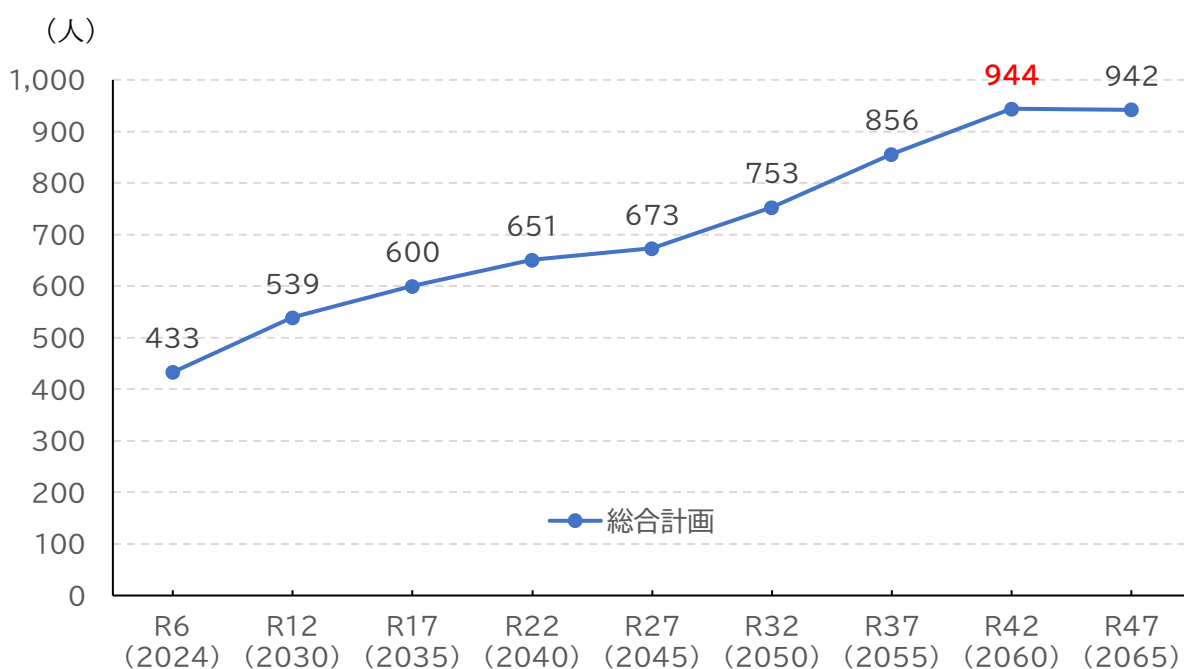


図6 死亡数の推計結果

将来の死亡数は、令和 42(2060)年の 944 人をピークにその後緩やかに減少していく見込みです。

③ 火葬需要について

必要火葬炉数の算出に当たり、将来の火葬需要については、最大となるケースを考慮する必要があります。

将来の火葬需要を表5に示します。火葬需要については、市外の火葬場への火葬の流出及び市外からの火葬の流入がそれぞれ見込まれますが、市単独での設置のため、市民を優先することとし、市内の死亡者全ての火葬が行えるように想定します。

表5 将来の火葬需要

(件)

年度	R 6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
火葬件数	423 (実績)	539	600	651	673	753	856	944	942

(2) 1日当たりの火葬件数

人は年間を通じて平均して亡くなる訳ではなく、夏場や冬場（集中期）に死亡数が増える傾向にあります。

必要火葬炉数の算出に当たり、年間平均での1日当たりの死亡数で必要火葬炉数を算出した場合は、集中期に対応できない可能性があります。一方で、休場日の翌日に全ての火葬を行うことを想定して必要火葬炉数を算出した場合は、火葬炉数が過大と

なる可能性があります。

必要火葬炉数の算出に当たり、みよし市における過去 10 年間の月別の死亡数の状況を基に、将来の月別の火葬推計を行い、集中期においても火葬待ちが生じないように必要火葬炉数の算出を行うものとします。

① 月別の死亡数

みよし市における過去 10 年間の月別の死亡数を表 6 に示します。

表 6 過去 10 年間の月別の死亡数

(人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	合計	平均	割合
4 月	24	28	22	28	19	37	36	19	36	28	277	27.7	7.2%
5 月	27	40	27	31	36	27	35	30	44	32	329	32.9	8.5%
6 月	23	21	23	28	31	29	28	35	28	35	281	28.1	7.3%
7 月	26	18	23	32	26	19	27	31	39	36	277	27.7	7.2%
8 月	19	32	23	30	26	24	31	35	41	39	300	30.0	7.8%
9 月	29	25	21	24	40	34	43	34	29	38	317	31.7	8.2%
10 月	18	30	35	39	34	24	26	35	37	33	311	31.1	8.0%
11 月	33	30	29	34	37	37	37	36	41	39	353	35.3	9.1%
12 月	23	35	29	25	27	35	36	50	43	37	340	34.0	8.8%
1 月	39	38	36	37	31	52	44	50	49	50	426	42.6	11.0%
2 月	27	31	24	24	33	25	38	38	37	33	310	31.0	8.0%
3 月	17	39	27	31	39	48	39	36	40	33	349	34.9	9.0%
合計	305	367	319	363	379	391	420	429	464	433	3,870	387	100.0%

死亡数は 1 月が最大となることが多く、10 年間の平均では 11.0%となっています。

10 年間の平均を基にした将来の月別の火葬推計を表 7 に示します。ピーク時（令和 42(2060)年）における 1 月の火葬件数は 104 件と推計されます。

表 7 将来の月別の火葬推計

(件)

年度	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
4 月	39	43	47	48	54	61	68	67
5 月	46	51	55	57	64	73	80	80
6 月	39	44	47	49	55	62	68	69
7 月	39	43	47	48	54	61	68	67
8 月	42	46	51	52	58	67	73	73
9 月	44	49	53	55	62	70	77	77
10 月	43	48	52	54	60	69	76	76

11月	49	55	59	62	69	78	86	86
12月	47	53	57	59	66	75	83	83
1月	59	66	72	74	83	94	104	104
2月	43	48	52	54	60	69	76	75
3月	49	54	59	61	68	77	85	85
合計	539	600	651	673	753	856	944	942

過去10年間の月別の死亡数の割合を表8に示します。

表8 過去10年間の月別の死亡数の割合 (％)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	平均
4月	7.9	7.6	6.9	7.7	5.0	9.5	8.6	4.4	7.8	6.5	7.2
5月	8.9	10.9	8.5	8.5	9.5	6.9	8.3	7.0	9.5	7.4	8.5
6月	7.5	5.7	7.2	7.7	8.2	7.4	6.7	8.2	6.0	8.1	7.3
7月	8.5	4.9	7.2	8.8	6.9	4.9	6.4	7.2	8.4	8.3	7.2
8月	6.2	8.7	7.2	8.3	6.9	6.1	7.4	8.2	8.8	9.0	7.8
9月	9.5	6.8	6.6	6.6	10.6	8.7	10.2	7.9	6.3	8.8	8.2
10月	5.9	8.2	11.0	10.7	9.0	6.1	6.2	8.2	8.0	7.6	8.0
11月	10.8	8.2	9.1	9.4	9.8	9.5	8.8	8.4	8.8	9.0	9.1
12月	7.5	9.5	9.1	6.9	7.1	9.0	8.6	11.7	9.3	8.5	8.8
1月	12.8	10.4	11.3	10.2	8.2	13.3	10.5	11.7	10.6	11.5	11.0
2月	8.9	8.4	7.5	6.6	8.7	6.4	9.0	8.9	8.0	7.6	8.0
3月	5.6	10.6	8.5	8.5	10.3	12.3	9.3	8.4	8.6	7.6	9.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

月別の死亡数の割合は年度によって異なり、死亡数が最も多くなる1月における死亡数の割合は、10年間の平均では11.0%でしたが、年度によっては13.3%や12.8%に達する年度もあり、平均での死亡数の推計では火葬炉数が不足してしまうことが想定されます。

そのため、火葬件数が最大となるケースを想定するため、2割の上振れを見込んだ1月の火葬推計を表9に示します。

表9 上振れを見込んだ1月の火葬推計 (件)

年度	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
1月	71	79	86	89	100	113	125	124

上振れを見込んだ場合のピーク時の1月における火葬件数は125件と推計されるため、必要となる火葬炉数は、想定される125件の火葬に対応できる必要があります。

② 1日当たりの火葬件数

想定される1日当たりの平均火葬件数を表10に示します。

表10 1日当たりの平均火葬件数

(件)

年度	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
年間平均火葬数（稼働日：302日/年）								
単純平均 (年間推計件数)	1.8 (539)	2.0 (600)	2.2 (651)	2.2 (673)	2.5 (753)	2.8 (856)	3.1 (944)	3.1 (942)
火葬の集中する時期を考慮した推計値での1月の稼働日平均火葬件数（稼働日：24日/月）								
1日当たり件数 (1月推計件数)	2.5 (59)	2.8 (66)	3.0 (72)	3.1 (74)	3.5 (83)	3.9 (94)	4.3 (104)	4.3 (104)
上振れを考慮した推計値での1月の稼働日平均火葬件数（稼働日：24日/月）								
1日当たり件数 (1月推計件数)	3.0 (71)	3.3 (79)	3.6 (86)	3.7 (89)	4.1 (100)	4.7 (113)	5.2 (125)	5.2 (124)

友引を休場日とし、1月は現在の古瀬間聖苑と同様に1月1日のみを休場日とした場合を想定しています。この場合、1月における想定稼働日数は24日/月となります。

ピーク時の稼働日1日当たりの年間平均火葬件数は3.1件/日となります。また、火葬の集中する時期を考慮した推計値での1月の稼働日平均火葬件数は4.3件/日となり、上振れを考慮した推計値での1月の稼働日平均火葬件数は5.2件/日となります。

(3) 必要火葬炉数の検討

将来の火葬需要予測を基に、上振れを考慮した場合は5.2件/日となることから、ピーク時において1日当たり6件の火葬に対応できる火葬炉数が必要となります。

必要火葬炉数は、平面構成と受入時間、火葬炉の回転数によって決定することとなりますが、火葬炉の1日当たりの回転数を減らせば必要火葬炉数は増加し、1日当たりの回転数を増やせば必要火葬炉数は減少することとなります。

火葬炉数を3炉と仮定し、1日当たりの回転数を2回転と想定した場合の火葬タイムスケジュールの例を図7に示します。

告別	炉前	収骨	火葬炉	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
						1件		1件		1件		1件		1件		1件					計6件
1		1				告別 ①	火葬	冷却	準備収骨	片付準備		告別 ④	火葬	冷却	準備収骨	片付準備					
									清掃準備						清掃準備						
2		2						告別 ②	火葬	冷却	準備収骨	片付準備		告別 ⑤	火葬	冷却	準備収骨	片付準備			
										清掃準備						清掃準備					
3		3								告別 ③	火葬	冷却	準備収骨	片付準備		告別 ⑥	火葬	冷却	準備収骨	片付準備	
											清掃準備							清掃準備			

図7 火葬炉3炉で2回転を想定した場合の火葬タイムスケジュール（例）

火葬炉3炉の場合は、午前10時から1時間ごとに1件の受入れとすることで、余裕を持った受入れが可能となります。なお、火葬炉の運転間隔は3時間と設定しています。

また、火葬炉数を2炉と仮定し、1日当たりの回転数を3回転と想定した場合の火葬タイムスケジュールの例を図8に示します。

告別	炉前	収骨	火葬炉	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
					1件	1件				1件	1件			1件	1件						計6件
1		1				告別 ①	火葬	冷却	準備収骨	片付準備	告別 ③	火葬	冷却	準備収骨	片付準備	告別 ⑤	火葬	冷却	準備収骨	片付準備	
									清掃準備					清掃準備					清掃準備		
2		2			告別 予備	火葬	冷却	準備収骨	片付準備	告別 ②	火葬	冷却	準備収骨	片付準備	告別 ④	火葬	冷却	準備収骨	片付準備		
									清掃準備					清掃準備					清掃準備		
3		3																			

図8 火葬炉2炉で3回転を想定した場合の火葬タイムスケジュール（例）

火葬炉2炉の場合は、火葬の受入時間を早め、火葬炉の運転間隔を2時間半と設定することで1日当たり6件の火葬に対応可能です。

しかしながら、火葬炉2炉での稼働では、常に3回転での運営となることから、火葬炉設備に負荷が掛かり、耐火物の修繕サイクルが短くなってしまいます。なお、火葬炉の補修や修繕等で1炉を休止しなければならない場合には、最大でも1日3件の受入れとなってしまうため、想定される火葬需要に対応することができず火葬待ちが発生してしまいます。また、早い時間帯からの火葬の受入れを設定しなければならず、希望の多い正午前後の時間帯での火葬の受入れが減少してしまいます。

以上のことから、火葬炉の補修や修繕等及び災害時のリスクなども考慮して、本市における必要火葬炉数は 3炉 と設定します。

7 想定施設規模の検討

(1) 火葬場建設に関する要求事項

火葬場の整備に当たっては、将来の火葬需要の増加に対応できる施設能力を備えるとともに、現在の葬送習慣を的確に捉えつつ、多様化する葬送形態について将来のニーズにも柔軟に対応できる施設機能を検討することとします。

また、火葬場が持つ従来のイメージの払拭を心掛けるとともに、故人との最後のお別れの時を過ごす大切な空間として、みよし市の火葬場のあるべき姿としての市の基本的な考え方を基に、心穏やかに見送りできる施設づくりを目指すこととします。

火葬場建設に関する要求事項について次のように整理しました。

① 将来の火葬需要への対応

火葬場の整備に当たり、利用者の希望する火葬予約に対するニーズに応えつつ、将来需要であるピーク時の火葬能力（必要火葬炉数）に対応する必要があります。

令和 42(2060)年前後のピーク時以降は、火葬数が緩やかに減少していくこととなりますが、ピーク時には建設から 30 年程度経過することになり、火葬炉設備の入替え等の大規模改修の時期に重なりと想定されます。そのため、現時点では、火葬炉の保守点検や修理、補修時における火葬能力の低下を防ぐために設置する予備炉は設けないものとします。

② 多様化する葬送行為に対応できる平面構成

社会構造の変化とともに、葬送行為に対するニーズも変化しています。直葬の増加に見られるように、火葬場は最後のお別れの場としての役割が重視されるようになってきています。

火葬場の整備に当たっては、利用者のニーズに合わせて充実した葬送行為ができるようにするとともに、会葬者の個別化に対応しつつ、告別や収骨の際は故人の尊厳やプライバシーへの配慮などから、炉前ホールなどは個別化を図るものとします。

③ 適切な空間整備

火葬場の整備に当たっては、将来の火葬件数の増加や会葬者数の実情に応じた収容人数に対応した空間となるように適切な空間の整備を図る必要があります。

また、動線の工夫や会葬者同士の適正な距離が確保できるように配慮した空間とします。

④ ユニバーサルデザインへの対応

火葬場の整備に当たっては、ユニバーサルデザインに対応した施設とし、車いすなどの利用の際のスムーズな移動を確保するとともに、初めて訪れた人でも分かりやすい平面構成とします。

⑤ ダイオキシン類削減対策指針への対応

平成 12 年(2000)年 3 月に厚生省（現厚生労働省）から「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が発出されています。同指針で定める必要な再燃焼炉の温度（800℃）や滞留時間（1 秒）を満たす火葬炉設備を設置することとします。

(2) 想定する機能

新設する火葬場に想定する機能について、古瀬間聖苑との比較を表 11 に示します。

表 11 新火葬場に想定する機能と古瀬間聖苑の機能の比較

名称		新火葬場		古瀬間聖苑	
火葬施設	車寄せ	○		○	
	エントランスホール	○		○	
	男女便所	○		○	
	告別室	○	個別化を図る 火葬炉 1 炉 × 1 炉前ホール (告別室・収骨室一体)	○	3 室
	見送りホール	○		○	1 室
	炉前ホール	○		○	1 室
	収骨室	○		○	3 室
	事務室	○		○	
	火葬炉監視室	○		○	
	職員休憩室	○		○	
	台車置場	○		○	
	残灰室	○		○	
	霊安室	○		○	
	火葬炉設備	火葬炉	○ 3 炉	○	13 炉
		汚物炉	×	○	2 炉
		動物炉	○ 1 炉（設置を検討）	×	
待合施設	待合室	○	和洋室 3 室 (30 人程度収容)	○	待合室 10 室 (24 人)
	待合ロビー・個別待合	○		○	
	売店	×	(無人販売)	○	
	自動販売機	○		○	
	湯沸室	○		○	
	授乳室	○		○	
	キッズスペース	○		×	
	男女便所	○		○	
	多目的便所	○		○	
	喫煙所	○		○	
	関係者（業者・僧侶）控室	○		×	
葬儀施設	式場	×		○	1 室
	ホール	×		○	
	ロビー	×		×	
	遺族控室	×		○	
	僧侶控室	×		○	
	男女便所	×		○	

車寄せ（静岡県伊豆の国市斎場）



エントランスホール（埼玉県越生斎場）



個別化された炉前ホール（埼玉県越生斎場）



待合室（愛知県田原斎場）



待合ロビー（茨城県古河市斎場）



個別待合（埼玉県越生斎場）



キッズスペース（埼玉県越生斎場）



授乳室（愛知県田原斎場）



(3) 想定する建物面積

① 試算の条件

炉前ホールの構成は、火葬炉 1 炉に対して 1 つの炉前ホールを構成することとし、火葬炉数別に面積試算を行うものとします。

実際の面積については、想定する会葬者の人数、必要諸室の状況や敷地形状などによって変わってきます。

近年整備された火葬場の事例を参考に、会葬者数を 30 人と想定し、炉前ホールは 30 人が余裕をもって入室できる面積とし、待合室も収容人数を 30 人と設定します。会葬者が多い場合は、待合ロビーを使用して対応することとします。

待合室は火葬炉数と同じ数を備えることとし、共用の待合ロビーを設置します。上記を試算条件とした火葬炉数と施設構成の概要を表 12 に示します。

表 12 火葬炉数と施設構成の概要

項目	計画火葬場
構造	平屋建を想定
火葬炉数	3 炉
汚物炉数	-
動物炉数	1 炉
告別时会葬者想定人数	30 人
炉前ホール	1 炉 1 炉前ホールで構成
待合室会葬者想定人数	30 人
待合室数	3 室
待合ロビー	有

① 面積の試算結果

火葬場の建設に関しては基準となる施設水準がないことから、他の火葬場の建設事例を参考に、地域の葬送習慣や提供する火葬サービスの内容を想定し、必要諸室の検討や想定する会葬者の人数などから、目安となる施設規模を算定することとなります。

同じ火葬炉数でも、炉前ホールをはじめとした諸室の構成や、想定する会葬者の人数などによって建物面積は変わってきます。また、敷地の形状にも影響を受けることとなります。

想定する会葬者数によって炉前ホールや待合室などの面積は変動するため、炉前ホール及び待合室の面積試算に関しては、次の計算式を用いて算出しました。火葬炉室や機械室などその他の諸室の面積に関しては、他の火葬場の事例を参考にしています。

ア 炉前ホールの面積試算

設定条件

- ・ 建築設計資料集成（日本建築学会編、丸善発行）から、1人当たりの単位空間面積を $0.5 \text{ m}^2/\text{人}$ と設定して、会葬者の想定人数を基に、移動スペースを考慮して会葬者が参列するための必要面積を計算しました。
- ・ 会葬者が焼香や収骨するための移動等のスペースは、想定する会葬者の合計人数の空間面積と同程度の面積を見込みます。
- ・ 台車、祭壇、焼香台等の配置スペース及び台車の移動等を考慮した職員の作業スペースを 20 m^2 と設定しました。

【計算式】

$$\text{炉前ホール面積} = 0.5 \text{ m}^2/\text{人} \times \text{会葬者数（人）} \times 2 + 20 \text{ m}^2$$

【試算例】

$$\text{会葬者数 30 人を想定} \quad 0.5 \times 30 \times 2 + 20 = \underline{50 \text{ m}^2}$$

イ 待合室の面積試算

設定条件

- ・ 建築設計資料集成（日本建築学会編、丸善発行）から、テーブル宴会場の1席当たりの床面積を $1.4 \text{ m}^2/\text{人}$ （基準の最低面積を採用）として、会葬者数を基に、会食等を行うための必要面積を計算しました。
- ・ 他に必要な設備等として、収納スペース、流し台等を会食スペースの2割として加えます。

【計算式】

$$\text{待合室面積} = 1.4 \text{ m}^2/\text{人} \times \text{会葬者数（人）} \times 1.2$$

【試算例】

$$\text{会葬者数 30 人を想定} \quad 1.4 \times 30 \times 1.2 = 50.4 \div \underline{50 \text{ m}^2}$$

- ・ 待合部門の面積は、火葬炉数と同数の待合室3室を設置するほか、共用の待合ロビー、自販機スペース、授乳室、キッズスペース等の共用部分を含めて、合計で 310 m^2 と想定しました。

想定する建物面積の試算結果を表13に示します。

試算の結果、想定する建物面積は、約 $1,500 \text{ m}^2$ 程度となりましたが、あくまでも現時点での試算結果であり、今後、施設機能の検討を進めることにより変更となる可能性があります。

表 13 建物面積の試算結果

項目		計画火葬場
火葬炉数		火葬炉 3 炉、動物炉 1 炉
階数		平屋建を想定
建物面積 (㎡)		約 1,500 ㎡程度を想定
機能別 (㎡)	車寄せ・エントランス	190
	炉前ホール	150
	事務関係	65
	待合部門諸室	310
	火葬炉室・機械室等	625
	その他(関係者控室等)	160

(4) 想定する敷地面積

① 試算の条件

火葬場の敷地は、建物用地、駐車場、構内道路、環境緑地から構成されます。

敷地の形状や高低差によって、実際に使える面積が異なりますが、下記の条件で必要な面積試算を行うものとします。

- ・建物用地に必要な面積は、周囲の外構等を含め建物面積の 2 割増と想定しました。
- ・駐車场面積は、1 台当たりの必要な面積を 25 ㎡/台、身体障がい者用は 35 ㎡/台、マイクロバスは 45 ㎡/台として計算しました。
- ・必要台数は、1 葬家当たり、マイクロバス 1 台、乗用車 5 台としますが、乗用車の利用が多い場合を想定し、1 葬家当たり 5 台を追加しました。
- ・他に職員用や待合時の食事サービス提供などの業者の利用台数を 5 台見込みました。
- ・駐車场面積には車路が含まれます。車路の長さは敷地形状にもよりますが、構内道路は駐車場面積の半分と想定しました。
- ・この他に、周辺環境との調和を図る環境緑地が必要となります。建物建設用地の周囲を 10m 程度の緑地で囲むものとし、環境緑地に必要な面積は、建物用地、駐車場、構内道路の合計面積と同程度と想定しました。

② 面積の試算結果

建物用地（建物面積の 2 割増）

$$1,500 \text{ ㎡} \times 1.2 = \underline{1,800 \text{ ㎡}}$$

駐車場面積（想定台数×必要面積）

乗用車 30 台、職員等 5 台、身体障がい者用 2 台、マイクロバス 3 台

$$30 \text{ 台} \times 25 \text{ ㎡} + 2 \text{ 台} \times 35 \text{ ㎡} + 3 \text{ 台} \times 45 \text{ ㎡} \\ = 1,035 \text{ ㎡} \div \underline{1,000 \text{ ㎡}}$$

構内道路（駐車場面積の半分）

$$1,000 \text{ m}^2 \div 2 = \underline{500 \text{ m}^2}$$

建物用地・駐車場・構内道路の面積の合計

$$1,800 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = \underline{3,300 \text{ m}^2}$$

環境緑地（建物用地・駐車場・構内道路の合計面積と同程度）

$$\underline{3,300 \text{ m}^2}$$

合計面積

$$\underline{6,600 \text{ m}^2}$$

想定する敷地面積の試算結果を表 14 に示します。

表 14 敷地面積の試算結果

項目	計画火葬場
火葬炉数	火葬炉 3 炉、動物炉 1 炉
建物用地	約 1,800 m ² 程度
駐車場用地 (構内道路含む)	約 1,500 m ² 程度
小 計	約 3,300 m ² 程度
環境緑地	約 3,300 m ² 程度
合 計	約 6,600 m ² 程度

単純に建物の建設に必要な敷地面積は約 3,300 m²程度と試算されました。環境緑地を除いた敷地は、建物の建設や駐車場及び構内道路のための用地となるため、可能な限り整形で高低差の少ない平坦地を確保する必要があります。

環境緑地は、火葬場の周囲が宅地化された場合でも、隣地との一定の距離を保つための緩衝帯の役目を果たすものであり、施設計画においては庭園等にも利用するものです。

想定する敷地面積の試算結果は、敷地全体で約 6,600 m²程度と推計されましたが、敷地の立地や形状等を考慮して、想定する敷地面積は、約 6,000 m²～7,000 m²程度と設定します。

8 候補地の選定

(1) 候補地選定の進め方

① 候補地選定について

候補地の選定に当たり、風致地区内、景勝地内又は優良な住宅地は避けることが望ましいとされています。(新・都市計画マニュアルⅡ 編、著(社)日本都市計画学会)

また、火葬場は環境影響評価（環境アセスメント）を実施する対象施設とはなっていませんが、設置者が自主的に環境影響評価を行う事例が増えています。また、都市計画決定の手續において環境上の評価に関する判断基準にもなっています。

火葬炉設備の仕様に関する事項については、法令等の定めはありませんが、排ガス基準等は大気汚染防止法など関連する法令等が参考にされています。なお、火葬場は大気汚染防止法の対象施設ではないものの、同法及びその他関連条例等に定められている規制基準値や他斎場の目標値を参考に地方公共団体が独自に目標値を定めている事例がほとんどです。その他に、各地方条例及び各地方公共団体の技術基準等がある場合はそれに準じることとなります。

火葬場を都市計画区域内で建設する場合は都市計画決定を原則としています。都市計画法に定められた都市計画決定の手續により位置を決定する必要があり、その過程においては、説明会を開催するなど、住民の意見を反映する機会が設けられています

市が定める場合の都市計画決定の手續の流れを図9に示します。

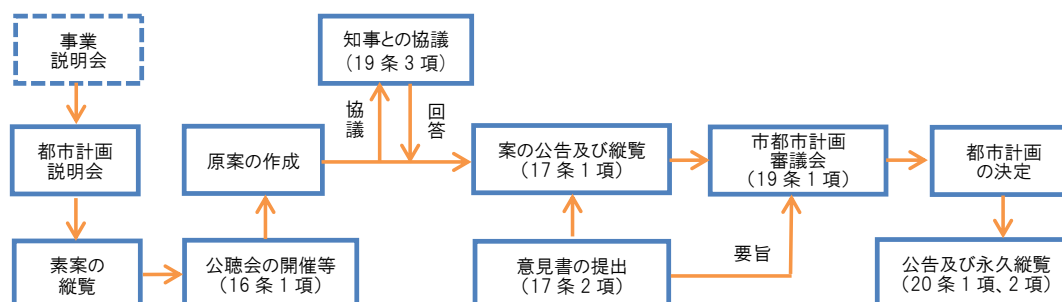


図9 市が定める場合の都市計画決定の手續の流れ

加えて、計画地の法指定条件により、農地法や森林法、河川法、文化財保護法などに基づく事前協議、調査等が必要になる場合があります。

② 候補地選定の進め方

想定する候補地選定のフローを図10に示します。

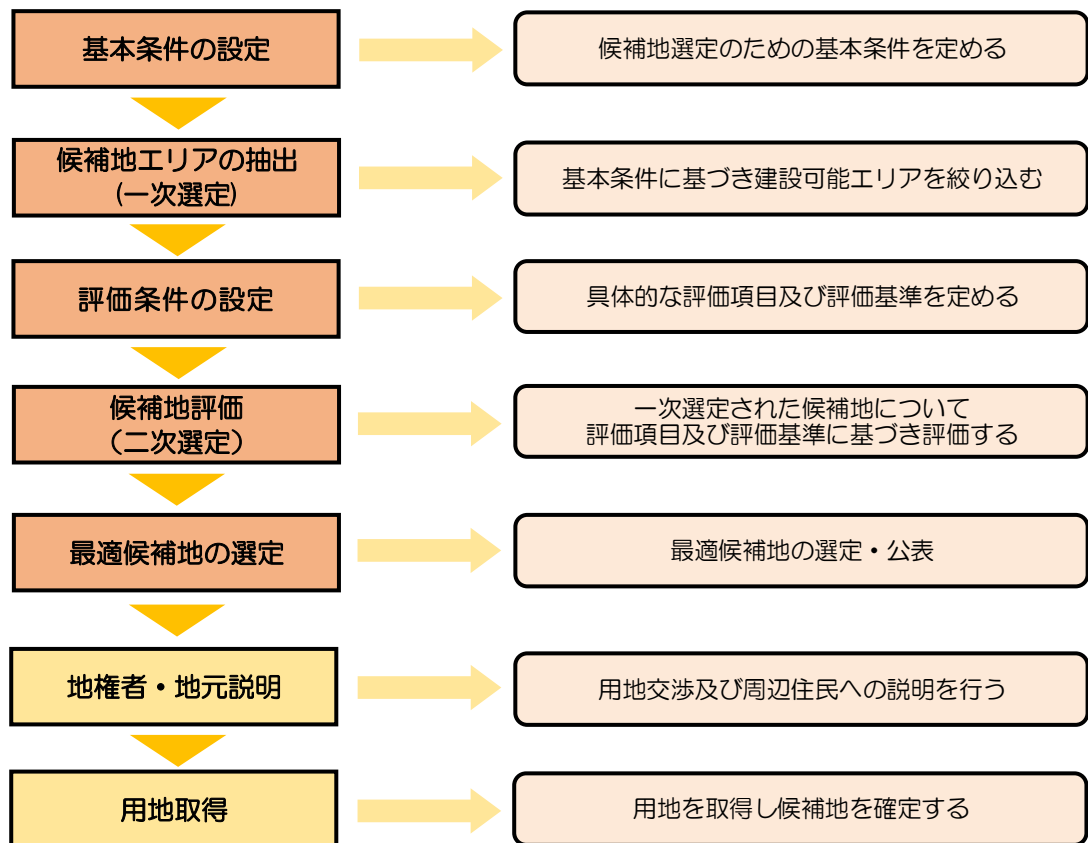


図 10 候補地選定のフロー

候補地の選定に当たっては、まず、候補地選定のための基本条件を定め、一次選定として市内における建設可能エリアの絞り込みを行います。

次に、具体的な評価項目及び評価基準を定め、二次選定として一次選定で絞り込まれた候補地について、評価項目及び評価基準に基づく評価を行います。

評価の結果、最適と判断する候補地を選定・公表し、地権者及び候補地周辺の住民への説明を行います。

(2) 候補地選定の条件

火葬場の候補地選定に当たっては、関係法令はもとより、次のとおり考慮すべき諸条件があります。以下に候補地選定に当たり想定される条件等を示します。

① 自然環境条件

- ・ 土地（地形、地質、地盤、地勢等の条件）
 - ・ 周辺環境（風向き等の影響、景観上の調和）
- 例として、平坦地が確保できることや地盤が安定していること等

② 社会的条件

- ・ 関係法令（土地利用関係法令等による規制等）

- ・周辺の土地利用状況
例として、都市計画法の用途指定や農地法の農用地区域等

③ その他の考慮される条件

- ・道路交通環境（周辺道路・交通条件、幹線道路からのアクセス性）
- ・インフラの整備状況（上下水道、ガス等）
- ・地域性（市街地からの距離等）

例として、周辺の道路が整備され幹線道路からのアクセスが容易であること等

候補地のイメージを整理すると次のとおりです。

- ・周辺の環境緑地が確保しやすい場所
- ・道路交通の利便性に配慮し、会葬者が集まりやすいように幹線道路からのアクセスに優れた場所
- ・浸水、土砂災害等自然災害のおそれの少ない場所

(3) 一次選定

① 基本条件

候補地選定に当たっての基本条件を次のとおり設定します。

ア 建設に必要な想定敷地面積を確保できる

- ・面積 約 6,000 m²～7,000 m²程度（3,000 m²以上の平坦地が確保できること）

イ 利便性

- ・幹線道路からアクセスしやすい場所である

ウ その他候補地選定において配慮が必要な区域等

- ・住宅地及びその周辺、教育施設周辺、保全を図る森林、自然災害が想定される区域、埋蔵文化財包蔵地など

② 一次選定

基本条件を参照する際の参考となる土地利用誘導区域図を図 11 に示します。基本条件を基に、候補地となり得るエリアを抽出し、土地利用規制等の状況を踏まえ、火葬場建設候補地選定委員会の意見及び現地踏査を基に絞り込みを行います。



図 11 土地利用誘導区域図

(2) 二次選定

① 二次選定評価項目

二次選定は、基本条件を満たした土地について、火葬場建設候補地としての適性を測るものです。

二次選定評価項目は火葬場整備の基本方針に基づき項目を設定します。複数の基本方針に関連する評価項目については、最も関連性の強い方針に基づくものとして整理します。

② 二次選定の評価方法について

二次選定の評価基準は、各評価項目の具体的な評価の基準であり、評価項目ごとに3段階または2段階の基準を設定して評価を行うものとします。

③ 配点基準

各評価項目に対する点数化による評価は、評価項目ごとに3点の配点とし、3段階に区分した評価項目は、3点、2点、1点の採点を、2段階に区分した評価項目は3点、1点の採点とします。また、評価に関して特に重要となる評価項目に関しては配点を2倍にして重み付けを行います。